

平成24年生駒市教育委員会第11回定例会会議録

1 日 時 平成24年11月20日(火) 午後2時～午後3時6分

2 場 所 生駒市役所 401・402会議室

3 審査事項

- (1) 学校給食センター更新基本計画(案)について
- (2) 生駒市子ども子育て支援懇話会の設置について
- (3) 平成25年生駒市成人式の開催について
- (4) 平成24年生駒市議会(第6回)定例会提出議案の意見について

4 出席委員

委員長 中井公人
委員 平本重次

委員(委員長職務代理者) 村田浩子
教育長 早川英雄

5 事務局職員出席者

教育総務部長	峯島 妙	生涯学習部長	川口 忠良
教育総務課長	真銅 宏	教育指導課長	伊東 英治
学校給食センター所長	平田 治樹	生涯学習課長	西野 敦
施設管理課長	上埜 秀樹	図書館長	向田 真理子
教育総務課課長補佐	吉岡 秀高	学校給食センター副所長	山口 力
図書館南分館長	森 直美	図書館北分館長	平澤 佐千代
教育総務課庶務係長	松田 悟	教育総務課(書記)	村田 充弘
教育総務課(書記)	松井 恵		

6 傍聴者 1名

午後 2 時 開会

○中井委員長：ただ今から、平成 24 年生駒市教育委員会第 11 回定例会を開催いたします。

~~~~~

○中井委員長：それでは日程第 1、前回会議録の承認を議題といたします。  
会議録につきましては、別紙のとおり調製しておりますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、別紙のとおり調製することに決定いたしました。ご署名をお願いいたします。

《 署名 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第 2、本日の定例会の会期及び会議時間の決定を議題といたします。

本日の定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午後 2 時から午後 5 時までとすることを提案いたしますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、第 11 回定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午後 2 時から午後 5 時までとすることに決定いたしました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第 3、諸般報告です。

12 月の行事予定について、各部庶務担当課長から報告を受けます。まず、教育総務部について、教育総務課、真銅課長、お願いします。

《 教育総務課長 報告 》

○中井委員長：生涯学習部について、生涯学習課、西野課長、お願いします。

《 生涯学習課長 報告 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第 4、報告第 25 号、学校給食センター更新基本計画（案）についてを議題といたします。

学校給食センター、平田所長、お願いします。

○平田所長：それでは、日程第4、報告第25号、学校給食センター更新基本計画（案）につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いします。

学校給食センター更新基本計画（案）につきましては、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第6条第1号の規定により、ご報告するものでございます。

資料につきましては、学校給食センター更新基本計画策定懇話会資料と、別冊の学校給食センター更新基本計画（案）をお願いいたします。

まず、学校給食センター更新基本計画策定懇話会資料をお願いします。

この「学校給食センター更新基本計画策定懇話会」でございますが、当初は、昨年5月1日に「学校給食センター更新基本計画策定委員会」と、委員会形式として発足したものでございますが、その後、附属機関等の見直しに伴いまして、本年7月20日付けで、会議体の名称が「学校給食センター更新基本計画策定懇話会」と、懇話会形式となったものでございます。

この懇話会におきましては、学校給食センターの現状や将来予測、また、学校給食衛生管理基準や国からの指導等を踏まえた上で、設備や食器類のあり方、調理作業の工程ごとの運営のあり方、コスト面の試算、またアレルギー対応や食育面等、ハード面、ソフト面の両面からご意見をいただいたものでございます。

また、懇話会の構成員や開催状況につきましては、資料をご清覧願います。

なお、現在、市民の方からご意見をいただくため、11月1日から1ヵ月間、パブリックコメントに付しているところでございます。

それでは、概略ではございますが、内容につきましてご説明申し上げます。

別冊の学校給食センター更新基本計画（案）をお願いいたします。

まず、2ページからの、「1 学校給食センターに関する現状」でございます。

現行の学校給食センターは、昭和57年4月12日に開設しまして、30年以上が経過しております。

続きまして、2ページ下段からは、事業の状況といたしまして、調理や配送等の現状、児童生徒の数の変遷、また、学校給食に要する経費につきまして記載しております。なお、6ページ上段の児童生徒数の状況でございますが、平成18年から平成24年までは、微増傾向となっておりますのでございます。

続きまして、10ページ中段からでございますが、文部科学省の調査によります、全国の学校給食業務に関する民間委託状況でございます。共同調理場の民間委託状況を示す一番下の図15でございますが、本市も民間委託しております給食の運搬業務につきましては、全国的にも59.9%と民間委託の割合が高くなっております。

続きまして、12ページ中ほどでございますが、生駒市学校給食検討委員会から受けた報告でございます。平成19年12月には、共同調理場の建設は3ブロック方式を、また、平成21年9月には食教育の推進につきまして報告を受けております。

次に、15ページからの「2 学校給食センターに関する将来予測」でございます。

上段の給食食数の短期的推計は本市教育委員会による推計でございますが、平成29

年度までは、若干の変動はありますものの、ほぼ横ばいとなっております。また、長期的推計につきましては、16ページが一番上の表でございます。これは「国立社会保障・人口問題研究所」によります推計から算出したものでございます。これによりますと、平成47年度には、児童生徒数は、現在の約10,300人から約43%減少し、5,825人となるものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。中ほどの図24、必要となる建築面積・敷地面積でございます。これは、学校給食センター施設計画の手引書という冊子から引用したデータでございますが、例えば、一番下の児童生徒等の数が7,001～10,000人の場合、必要な敷地面積は、8,230㎡～9,750㎡となっております。ちなみに、現行センターは、食数10,000食あまりで、敷地面積は、5,790㎡でございます。

次に、一番下の図25-1、給食調理員の配置基準でございますが、これは、昭和35年に当時の文部省から発出されたもので、その後、改定等はされていないため、献立の多様化や厳格な衛生基準が要求される現在の調理員数とはかい離していると考えております。

次に、19ページの図25-2と25-3、栄養教諭等の配置基準でございます。国と奈良県それぞれ配置基準がありますが、共同調理場ごとの児童生徒数に応じ、配置人数が決まっております。本市の場合、1ヶ所のセンターで児童生徒数が1万人あまりですので、3人の配置となっております。

次に、21ページからの「3 学校給食センターに関する課題等」でございます。

衛生面につきましては、国におきまして、平成9年に大量調理施設衛生管理マニュアルが、平成21年には学校給食衛生管理基準が施行され、これらに対応した設備や衛生管理が求められております。

また、マナーに適した食器のあり方や食物アレルギーへの対応、調理後2時間以内の喫食につきましても課題となっております。

次に、23ページからの「4 学校給食センター更新基本計画」でございます。

23ページ中ほどの「(1)、学校給食の意義と取り組むべき方向性」でございますが、学校給食は生きた教材であることから、安心しておいしく食べられることを基本としまして、給食を通して児童生徒が食について学び、実践につながるような役割を担っておるものでございます。

続きまして、24ページ中ほどの「(2)、施設設備のあり方」でございます。

先ほど、「学校給食センターに関する課題等」のところでも申し上げました、学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアルを踏まえた、床を水で濡らさないドライシステムの導入や汚染区域と非汚染区域の分離など、主にハード面のあり方について記載しております。また、給食センターは食品工場でもあることから、臭気・騒音・汚水・残滓など周辺環境への配慮も必要なものでございます。

26ページでございますが、衛生管理システムの構築としまして、ハサップの構築、また、食器につきましては、安全性だけでなく、食事のマナーも養えるものに切り替え

ることが望ましいと考えております。

続きまして、27ページでございます。

運営方法といたしましては、直営方式と民間委託方式がございますが、それぞれの長所・短所をまとめたものでございます。

民間委託の長所としましては、やはりコスト面で縮減効果が期待できると考えております。一方、直営の場合は、現場で直接調理員に対して、指揮命令ができること等や正規職員の場合は、長期にわたり同一業務に従事するため、臨機の対応や業務の安定性があるものでございます。

また、28ページからでございますが、学校給食衛生管理基準など、国の指導や現行調理員の状況などを考慮した上で、学校給食センターの業務手順、献立作成業務から洗浄・消毒作業まで、また施設の維持管理業務のそれぞれにつきまして、民間委託の可否や範囲を記載しております。献立の作成、契約行為に当たる食材の発注行為や食材の検収行為及び検食の実施につきましては、市が直接行うべき業務と考えております。また、現行の正規調理員の人数等を考慮し、その配置も含めて、運営方法を検討する必要があると考えております。

次に、34ページからの「5 学校給食センターに関する更新のモデルケース」でございます。

これは、学校給食センター更新中にあっても、学校給食を安定して実施するために、学校給食センターの立地数や現行の学校給食センター用地を活用する場合、活用しない場合などを組み合わせ、あらかじめ整備手順を整理することにより、課題等をまとめたものでございます。まとめにつきましては、36ページ下段からの部分でございますが、現行の学校給食センターの用地を活用しない場合は、給食業務が新センターへスムーズに移行できる反面、現行センター用地につきまして、その後の用途が決定していない場合は遊休地となってしまうこととなります。

一方、現行の学校給食センター用地を活用する場合にあっては、遊休地が発生しない反面、現行センター用地での建て替え中におきましては、その食数分を、先行して整備した他のセンターでまかなわなければならないことから、その余剰設備分への投資が必要となってくるものでございます。

次に、37ページ中段からの「(2)、コストの事例・試算」でございます。

まず、37ページ下段の表、イニシャルコストで、他市の事例でございます。調理能力が12,000食から3,300食の自治体の事例でございます。建設費につきましては、建設時期、建物の構造や面積、調理能力、また厨房機器の多寡等により、違いが生じるものでございますが、平方メートル当たりの建設費を平均しますと、483,000円となっております。

次に、38ページ下段の表、イニシャルコストの試算でございます。

工書の種類ごとに、平方メートル当たりの単価を設定し、積算したものでございます。建設費としましては、平方メートル当たり単価に大きな差異はないものの、建設費全体としましては、立地数に比例して増加することとなっております。

次に、39ページ下段の表、ランニングコストの試算でございます。試算に当たっては、現行センターの平成23年度決算額を基礎としまして、人件費、配送委託料、光熱水費について算出しております。このランニングコストもイニシャルコストと同様に、立地数に比例して増加することとなっております。

次に、40ページの下表でございます。

他の予想される効果・課題をブロックごとに比較したものでございます。

2時間喫食につきましては、学校給食センターと配送先の学校が地理的に近い方が当然に有利とはなるものの、地理的に離れている場合であっても、調理員や厨房機器、配送車両の充実により補完できるものと考えております。

次に栄養教諭等の配置人数でございますが、現行と同様の1ブロックでは、3人、2ブロックで、7,000食と3,500食のセンターの場合は計5人、5,250食のものが2ヶ所の場合は計4人、3,500食のものが3ヶ所の場合は計6人となっております。

次に献立作成の弾力性でございます。現在は、1ヶ所のセンターで調理しているため、小学校と中学校の献立は同一が基本となっております。

学校給食における児童生徒のエネルギーや栄養素の摂取量は、国の「学校給食実施基準」により定められておりますが、成長期にある児童生徒の年齢に応じた給食を実施するためには、小学校と中学校の給食をそれぞれ専用のセンターで調理することとした場合は、弾力的な献立が作成できるものと考えております。また、その他の項目としまして、安全衛生管理や人事管理等につきまして記述しております。

最後になりますが、43ページ以降は、資料を付けさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

○村田委員：非常に細かく検討されている計画で、課題から解決の糸口まで、よくまとめていただいているので分かりやすいと思います。

これから、この計画に基づいて、給食センターがより良い方向に進んでほしいと思います。

○中井委員長：現在、北地区の給食センターについては設置の目処がついていますが、そうなりますと南地区にも給食センターが必要であると思います。現在の給食センターは老朽化が進んでいることもあり解体されると思いますが、その頃には児童生徒数は現在よりも少なくなっているでしょうし、予算等も鑑みますと給食センターの3ヶ所設置は現実的ではないと思います。

○平田所長：用地の確保につきましては、中井委員長がおっしゃるように、将来的な少

子化傾向も踏まえて検討すべきであると考えております。

○中井委員長：市民の方々からいただく意見も参考にしながら、できる限り速やかに対応していただきたいと思います。

○平本委員：現在は1ヶ所である給食センターが2ヶ所又は3ヶ所になった場合、委託業務が増えると思いますが、食に関する教育についてはどのように考えていますか。

○平田所長：センター数が増加した場合でも、長年蓄えてきた知識・技術を生かしながら運営をしております。食に関する教育につきましては、各センターに栄養教諭を配置し、教育面の充実にも努めてまいります。

○中井委員長：ほかにございませんか。それでは、本案につきましては、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第4、報告第25号、学校給食センター更新基本計画（案）については、報告のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第5、報告第26号、生駒市子ども子育て支援懇話会の設置についてを議題といたします。

教育総務課、真銅課長、お願いします。

○真銅課長：それでは、日程第5、報告第26号、生駒市子ども子育て支援懇話会の設置につきまして、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第6条第5号の規定により、報告させていただきます。

生駒市子ども子育て支援懇話会は、議案書3ページの開催要綱第1条にありますとおり、本市における就学前教育の充実を図るに当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めするために設置いたしました。

この懇話会では、開催要綱第2条第1号に規定しておりますように、保育園と幼稚園の一体化に伴う基本的な方針に関すること、具体的には、本市で初めての取組みとなります公立のこども園について、意見又は助言をいただくこととしております。

懇話会のメンバーにつきましては、第3条の規定をふまえ選任させていただきました。4ページに、その名簿を付けております。

学識経験者につきましては、東大阪大学の吉岡副学長に入っております。

関係行政職員の方は奈良市のこども園の園長経験者でございます。それから、保護者の代表、現場の園長や幼稚園教諭、保育士の代表などから成っております。

なお、第1回の懇話会を11月1日に開催させていただきました。

第2回の懇話会は、今月29日に開催する予定でございます。

懇話会でいただきましたご意見・ご要望やご助言などを、今後の計画に反映していきたいと考えております。

以上でございます。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

○村田委員：南幼稚園と南保育園を統合して1つのこども園を創設すると、300人という相当な人数の園になるとのことですが、数年前に、生駒市のある保育園で定員を従来の250人から増員するという話が出たときに、大規模の園は保育上好ましくないという理由で、取りやめになったことがあります。今回のこども園創設の際にも、大規模園の弊害について、よく検討していただきたいと思います。（仮称）南こども園の規模は、300人程度で確定しているのですか。

○峯島部長：この2園が1園になることは確定しておりますが、周囲には私立の保育園が創設される予定もございますので、こども園に入園する園児数は若干減少すると思われるます。

また、こども園には、長時間利用と短時間利用がありますので、長時間利用の園児がいる早朝や夕方の時間帯は120人程度、午前9時から午後2時までの園児数が最大となる時間帯に300人程度となる予定でございます。

今後の懇話会におきまして、園の規模による安全面や保育の課題についても検討してまいります。

○中井委員長：小中学校でも、規模が大きくなると効率は良くなりますが、きめ細やかな指導が困難になります。その点を、施設の整備や人員の配置によって補って対応していただきたいと思います。

○峯島部長：橿原市に、幼稚園敷地内に保育園舎を増設した公立こども園がございます。人員を減少することなく、保育の質は維持したままこども園に移行したとのことですので、このような他市の例も見習ってまいりたいと思います。

○中井委員長：子どもたちが安全に生活でき、保護者の方々が安心して子どもを預けられる園になることを願っております。それでは、本案につきましては、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》



○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第5、報告第26号、生駒市子ども子育て支援懇話会の設置については、報告のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第6、報告第27号、平成25年生駒市成人式の開催についてを議題といたします。

生涯学習課、西野課長、お願いします。

○西野課長：議案書の5ページをお願いいたします。

平成25年生駒市成人式の開催について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第6条第5号の規定により、報告させていただくものでございます。

議案書の6ページをお願いいたします。

成人式の次第につきましては、式典、記念行事、記念写真の順に行いますが、本件につきましては、経費等を含めた見直しにつきましては、新成人からなる成人式運営委員、教育委員各位、理事者からの意見をまとめ、開催内容等を改正するものでございます。

具体的な変更点でございますが、まず、より一層厳かな式典にするため、これまでオープニングセレモニーとして実施してまいりました生駒山麓太鼓演奏を式典の後に開催するとともに、学校の授業でも思い出深いよさこいソーラン演舞を山麓太鼓とともに行います。

また、式典を簡素化するため、来賓祝辞を市議会議長のみ限定し、時間の短縮を図ります。

なお、新成人の記念写真につきましては、個人情報のセキュリティを図りつつ、新成人が任意に記念写真データを取り込むことが出来るようネット配信いたします。さらに、他の自治体でも実施する傾向がございます記念品につきましては、廃止し、経費の節減に努めます。

なお、成人式への出席につきましては、後日、委員の皆様にご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○中井委員長：今月の初めに、成人式実行委員の方々が検討された結果をお聞きして、私たちの意見もお伝えさせていただきました。その結果、この次第を作成いただいたということですが、こちらは実行委員の代表の方にはご連絡いただきましたか。

○西野課長：先日開催された成人式運営委員会で最終案をご報告いたしまして、この案で進めてほしいとのご承認をいただきました。

○中井委員長：今回の運営方法の変更については、ここ数年間の成人式でのぞわつた様子を受け、市長から改善の要求があったため、生涯学習課が中心となり検討していたということですね。

○西野課長：その通りでございます。次第にもございますように、式典の時間を大幅に短縮いたしまして、参加者全員が集中し、楽しんでもらえるよう期待しております。

○村田委員：皆さんの意見がこうして形になり、是非今年度の成人式が厳かで素晴らしい式典になることを願っています。

○中井委員長：式典と記念行事を分けたことにより、厳粛な式になると思います。
会場の入場制限については何か対策をされますか。

○西野課長：入場制限についての対応といたしましては、新成人の案内はがきに、5分前までに着席することと式典中の入退室を控えることを明記いたします。また、途中から式に参加したい方には、3階の小ホールにモニターを設置いたしまして、式典の様子をご覧いただけるようにする予定でございます。

○中井委員長：様々な工夫をしていただけるようですね。式典が無事成功することを願っております。

それでは、本案につきましては、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第6、報告第27号、平成25年生駒市成人式の開催については、報告のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第7、議案第18号、平成24年生駒市議会（第6回）定例会提出議案の意見についてを議題といたします。

平成24年度生駒市一般会計補正予算（第4回）について、各担当課から説明を受けます。

まず、教育総務課、真銅課長、お願いします。

○真銅課長：議案書の7ページをお願いいたします。

日程第7、議案第18号、平成24年生駒市議会第6回定例会提出議案の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求めるものでございます。

提出議案は、平成24年度生駒市一般会計補正予算（第4回）でございます。

このうち、教育総務課の所管分について、ご説明させていただきます。

議案書の8ページ及び9ページをお願いいたします。

小学校及び中学校施設整備費の補正でございます。

桜ヶ丘小学校と緑ヶ丘中学校のプールろ過装置につきまして、点検の結果、設備の老朽化が著しいことから、ろ過装置の取替えを行うものでございます。

この事業につきましては、新設のプールろ過機の試験運転の際にプール水を使用しますが、オフシーズンのプール水の汚れがひどいことから、来年度のプール授業が始まる前の時期、5月から6月上旬にかけての、水の入れ替え時に試験運転を行う必要がございます。そのため、平成25年度執行となり、その工事費について、8ページのとおり債務負担行為の追加補正を行うものでございます。

なお、事業実施にあたり、今年度入札し契約を締結する予定ですが、契約締結後、請負業者の請求により最大で契約金額の40%の前払い金を支払う必要がございます。この前払い金については今年度執行となるため、その部分につきまして、9ページにありますとおり、小学校費及び中学校費で、歳出予算を増額補正するものでございます。

以上でございます。

○西野課長：引き続きまして、生涯学習課の所管分につきましてご説明いたします。

議案書の8ページをお願いいたします。

中段の繰越明許費補正でございます。

「款 教育費、項 社会教育費、事業名 郷土資料館新設事業」でございますが、本年6月議会においてご議決いただきました、(仮称)郷土資料館改修工事請負契約につきまして、この度、奈良県教育委員会からの指導で、瓦屋根解体調査、既存瓦の形状を模倣した補足瓦の製作を新たに付加するなどの屋根工事等の設計変更並びに工期の延長の必要が生じたことから、工事請負費及び工事監理委託料を合わせまして、1億2,970万円の繰越を提案するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○上埜課長：引き続きまして、施設管理課の所管分につきましてご説明いたします。

議案書の8ページをお願いいたします。

上段の歳出予算補正でございます。

「款 教育費、項 社会教育費」の補正前の額、15億1,012万円、補正による減額6,220万円、差し引き合計14億4,792万円でございますが、これにつきましては本年7月から生涯学習施設の管理運営を指定管理者に移行したことによる職員給与費の減少に伴うものでございます。なお、詳細につきましては、10ページの各目の額となります。

続きまして、議案書の8ページをお願いいたします。

中段の繰越明許費補正でございます。

「款 教育費、項 社会教育費、事業名 中央公民館施設整備事業」でございます。こちらは、現たけまるホールの控室等の増築及び改修並びに耐震補強工事にかかる費用でございますが、増築にかかる敷地確保のための交渉等に時間を要し、年度内に業務を完了することが困難であるため、工事請負費及び工事監理委託料を合わせまして、予算

額2億2,450万円の繰越を提案するものでございます。

なお、本件につきましては、繰越の議決をいただいた後、明年1月に建設工事の入札を行い、2月に落札候補者を決定し、3月市議会において議決をいただいた上で契約を締結し、工事着手の予定でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第7、議案第18号、平成24年生駒市議会（第6回）定例会提出議案の意見については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：本日の審議事項は以上ですが、ほかに連絡事項等ございませんか。

○真銅課長：教育総務課から2点報告がございます。

1点目は、スーパーエコスクール実証事業の今年度の取組について、ご報告させていただきます。

本年8月に、文部科学省のスーパーエコスクール実証事業に生駒市の鹿ノ台中学校が採択をされ、今年度の事業に要する経費423万3千円の補正予算について、8月の教育委員会定例会において、ご説明させていただきました。

この事業は3か年事業となっており、今年度はワークショップによる基本計画の策定を行います。

12月の行事予定にもございましたが、12月14日に第1回のワークショップを行うことになりました。

このワークショップには、生徒の代表に参加してもらうことになっておりまして、これは生駒市の取組の特徴のひとつと考えております。

子どもたちにとっては、非常に貴重な経験になるのではないかと考えております。

また、ワークショップに先立ち、この事業やエコについて、生徒との交流会を事前に持つことになりまして、ワークショップの開催前、12月4日に行うことになりました。

最先端の取組に触れることにより、子どもたちにとっても、活きた環境教育になると考えておりまして、事務局としましても全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2点目の通学路の安全点検の取組について、ご報告させていただきます。

奈良県では、昨年6月に「奈良県安心歩行空間整備方針」が策定され、取組を進めておりましたが、本年4月に、京都府亀岡市や千葉県館山市におきまして、登校中の児童の列に車が突っ込み、死傷者が出るという痛ましい事故が続発したことから、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携して対応策を協議し、全国の公立小学校の通学路において、教育委員会、学校、保護者、道路管理者及び警察が合同で、緊急安全点検を実施するよう通達が出されました。

生駒市におきましても、各小学校に対し、危険箇所のアンケート調査を実施するとともに、7月11日から24日までの間に、危険箇所があると回答のあった11小学校の通学路で、県郡山土木事務所、生駒警察、本市の事業計画課、土木課、生活安全課及び教育総務課が合同で、学校関係者及び保護者の参加を得て緊急点検を実施いたしました。

また、その後、関係者による2回の検討会を行いまして、今後の対応策について検討し、対策必要箇所を抽出して県教委に報告しております。

このうち、簡易な補修などは、今年度、関係部署で順次行っていただいておりますが、相応の予算を伴うもの、国の補助等に関わるものにつきましては、来年度以降、予算計上し、実施していく予定でございます。

これにつきましては、先週、11月16日に関係者による調整会議を開催し、現時点での対策実施状況等をお手元の資料のとおり、とりまとめております。

今後、各学校並びに関係自治会に報告させていただくとともに、11月末の第2次報告として県教委へ報告書を提出することになっております。

なお、国土交通省から、対策一覧表及び対策箇所図を作成し、公表するよう依頼がございまして、本市においても、公表の方法を検討し、準備ができしだい公表する予定をしております。

以上でございます。

○中井委員長：スーパーエコスクール事業によって、子どもたちの環境に対する意識が大いに高まるものと期待しています。

通学路の安全点検につきましては、既に対応していただいておりますが、児童生徒の安全は非常に大切な課題ですので、引き続き対応をしていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

○伊東課長：先日の臨時教育委員会でご報告申し上げました、生駒市立学校における個人情報紛失について、その後の経過をご報告申し上げます。

11月5日の校長会で、個人情報の持ち出し禁止や個人持ちの情報機器の持込を禁じた生駒市情報セキュリティに関する規則について改めて確認と教員への指導を依頼するとともに、綱紀の保持について指導をいたしました。また、この日と翌6日に合わせて2通の通知文を発出し、すべての教職員に注意をいたしました。これらの通知文を元に、それぞれの所属ごとに情報セキュリティ研修を実施するよう指示をしているところでございます。

個人情報を紛失した市内小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒と保護者には、紛失した当該の教員が本来直接謝罪すべきですが、人数が多く、あまりに時間がかかりますことから、5日の校長会の折に市内の学校長と学級担任とで手分けをして事情説明と謝罪をすることを決め、11月9日までにすべて終わりました。

保護者から「個人情報の管理はしっかりとやってほしい」、「このようなことが二度と起こらないようにしてほしい」、「学校の情報システムをしっかりと整備してほしい」と言った厳しいお声をいただいています。

これらの声に応えるためにも教員のセキュリティ意識を高めることはもちろん、個人持ちの情報機器を持ち込んでもそこに個人情報をコピーできないように学校にあるパソコンの設定変更を行っています。さらに機器整備等によって、個人情報を勝手に持ち出すようなことがないように、また必要があって持ち出す場合にも自動的に情報が暗号化される仕組みを整えてまいります。

○中井委員長：ご報告ありがとうございました。

ほかに何かございませんか。それでは、本日はこれにて閉会いたします。

~~~~~

午後3時6分 閉会